

通報相談窓口規程

第1条 (目的)

公益社団法人日本クレイ射撃協会（以下「本協会」という。）は、処分規程等に定める違反行為その他コンプライアンスに反する行為であることが疑われる行為（以下「違反行為」という。）に関する通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。

第2条 (利用者の範囲)

1. 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という。）は、選手、審判員、指導者、役職員、会員等の競技関係者とする。
2. 前項の競技関係者は、違反行為を発見したときは、当該違反行為について通報相談窓口に通報しなければならない。

第3条 (利用方法)

1. 通報相談窓口の利用方法は、書面又は電子メールとする。
2. 本協会は、通報相談窓口の連絡先を、ホームページへの掲載その他適宜の方法により、周知徹底するものとする。
3. 通報相談窓口は、窓口利用者（窓口利用者が被害者等本人ではない場合にあつては被害者等本人を含む）及びその関係者に対する不利益な取り扱いがなされないよう取り進めることを説明した上で、窓口利用者の秘密保持に配慮の上、窓口利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握する。
4. 窓口利用者は、通報相談内容にかかる事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、違反行為があると信じるに足りる相当な根拠を示して通報を行うように努めなければならない。
5. 窓口利用者は、匿名で通報することができる。ただし、通報相談窓口が窓口利用者の連絡先を把握できないこと等によって、事実関係の調査等に支障をきたす場合には、本協会が十分な対応をとることができないことがあることを了承する。

第4条 (通報相談窓口担当者の守秘義務)

通報相談窓口の相談担当者及び通報相談窓口に関する事務に携わる者は、通報相談窓口へ寄せられた通報にかかる事実（窓口利用者や被害者等の氏名及び属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。ただし、事実調査に必要な範囲に限り当該事実を第三者に開示することができるものとするが、その場合も窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限配慮する。

第5条 （不利益取り扱いの禁止）

本協会は、窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。

第6条 （通報への対応）

1. 通報相談窓口は、窓口利用者から通報を受けた場合、明らかに対応が不要と合理的に判断可能な通報を除き、コンプライアンス委員会に対して事案を報告する。
2. 前項の場合において、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会規程に基づき、必要に応じて調査等の対応を行う。
3. 通報相談窓口は、コンプライアンス委員会から報告を受け、本協会として検討した結果を窓口利用者に通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合は必ずしもこの限りでない

第7条 （規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和7年3月24日から施行する。